

生徒指導

1 規律ある生活を送ろう

「生活にリズムがあること」これが大切です。昼間働いて夜学ぶという生活では、強い自律心が要求されます。

本校では、16:55から17:35まで給食、17:45から21:00まで授業という日課です。欠席・遅刻・早退は学校生活のリズムを乱す最大の原因です。このようなことがないように強い意志をもって努力してください。

欠席・遅刻・早退の届け等については生徒心得をよく読んでしっかり守ってください。

2 正しい服装と身だしなみを心がけよう

「心の乱れは、外にあらわれる」といいます。高校生にふさわしくない服装をしている生徒は、学業・生活態度などに欠陥がある場合が多いと言われます。生徒心得をよく読んで、しっかり守ってください。

3 交通安全を心がけよう

岐阜県では、生命を尊重し、学業に専念する生徒を育成するために、**四ない運動**（免許をとらない、車を買わない、車に乗らない、車に乗せてもらわない）の徹底指導を行っています。

交通規則をよく守り、生命・身体の安全に心がけてください。

特に、自転車通学の生徒は加害者になることもあるので、気を付けてください。

4 いじめは禁止！

人に何気なく言われたり、何かをされたりして嫌だなあと感じたことはありませんか？

本人は軽い気持ちでも、受けた相手は不快に感じます。その軽い気持ちからいじめがはじまります。このようなことが絶対ないようによく考えて行動し、楽しく学校生活を送りましょう。

5 教育相談について

人は問題を解決する『ちから』を持っています。ただ、その方法に気付かないだけなのです。教育相談は皆さんがその『ちから』を見つけることが出来るように、お手伝いします。心にモヤモヤがある時、話しやすい先生に話してみてください。相談内容の秘密は守ります。なお、校外でも電話で悩みを聞いてもらえる所があります。

教育相談ほほえみダイヤル（携帯電話からはつながりません）	0120-745-070
子ども・家庭電話相談室（携帯電話からはつながりません）	0120-761-152
青少年SOSセンター（24時間対応）	0120-247-505
ヤングテレホンコーナー（24時間対応）	0120-783-800
子供SOS24（24時間対応）	0120-078-310

6 その他

本校生徒として守るべき事柄は、生徒心得 に記述してあります。常に本校生徒としてのプライドを持って、有意義な高校生活を過ごしてください。

生徒心得

常に大垣工業高等学校生としての自覚と誇りをもち、勉学に精励し、校則に従い下記の心得を守って良い習慣を身につけ、気品のある健全な校風の樹立に努めること。

1 欠席・遅刻・欠課及び早退について

(1) 欠席・遅刻・忌引は前もって保護者（緊急の場合は本人）が電話等で学級担任に連絡すること。なお、病気やケガによる欠席が1週間以上にわたるときは医師の診断書を添えて届けること。

(2) 第1時限の始業後（17時45分過ぎ）に登校した時は、必ず職員室へ行き「遅刻届」に必要な事項を記入すること。職員室にて担当の先生に許可を得て押印してもらい、その後「遅刻届」を持って、必ずその時間の教科担任に遅刻して登校した旨を報告してから授業を受けること。

※遅刻した生徒は「遅刻届」なしでは、授業を受けることができません。

(3) 早退する場合は、必ず職員室にある「早退届」に必要な事項を記入し、職員室で担当の先生の許可を得て押印してもらう事。その後、帰宅したら必ず学校に連絡すること。

※帰宅後の連絡がない場合は、その日の内に学校（担任または生徒指導係）から保護者に連絡します。（無断早退の防止）

※体調不良等の事由による場合は、養護の先生または保健体育担当の先生の指導を受けてから手続きをとること。

(4) 公欠の場合は、担任または他の先生の指示を受けてから、公欠用紙に記入し、該当教科担任の印をもらうこと。

2 服装・頭髪・持ち物について

高校生として、ふさわしい身だしなみであること。

(1) 身分証明書は常に携帯すること。

(2) 卒業式やその他指示のあった学校行事、儀式時は、学生服、またはブレザー、スーツにネクタイとする。カジュアルウェアとフォーマルウェアの区別を行い、場に応じて着こなすこと。

(3) 頭髪については、常に清潔感を維持するよう心がけること。

(4) 学校生活において、学習の教材以外の不要物（ゲーム・マンガ等）は持ってこないこと。

3 交通安全について

- (1) 登下校時には、交通規則を遵守し、公衆道徳（ルール・マナー）をわきまえること。
- (2) 学校周辺では指定された通学路を通ること。
- (3) 自転車通学者は自転車を整備し、事故のないよう心がけること。
 - ①見やすい箇所に学校指定のステッカーを貼付し、常に自転車の安全機能（ブレーキ、ベル、ライト反射板等）を整備、点検しておくこと。
新規購入者やステッカー紛失者は生徒指導係で申し出て手続きし貼付すること。
 - ②所定の自転車置き場に置き、必ず施錠（ダブルロックが望ましい）しておくこと。
 - ③安全に留意し、2人乗り、夜間無灯火での使用、傘さし運転等はしない。
 - ④必ず「任意保険」に加入し、安全走行に努めること。
*通学路での危険箇所をチェックし、安全な登下校に努めること。
*事故等に遭遇したり、本校生徒の事故等を目撃したら、直ちに警察署・学校・家庭と連絡をとり、生命の尊重に努めること。
- (4)平成27年6月1日施行の改正道路交通法により、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定ができました。信号無視などの危険な違反行為をして2回以上摘発された自転車運転者は、公安委員会の命令を受けて3カ月以内の指定された期間内に講習を受けなければいけません。

4 校内生活について

☆高校生としての自覚と適切な判断に基づいた言動に努めること。

[日常の指導について]

※校則（生徒心得）違反並びに基本的な生活習慣が大きく逸脱している生徒に対して、

- (1) 授業中の飲料水・ガム・飴等の飲食は禁止です。見つけたら、その都度指導します。また、必要に応じて保護者へも連絡します。
※このような行為を頻繁に繰り返したり、指導に従わない場合は、保護者に来校してもらいます。
- (2) 授業中（学校行事も含む）の携帯電話やスマートフォンの使用は禁止です。見つけた場合は、指導の対象となります。
※頻繁に使用したり指導に従わない場合は、保護者に来校してもらいます。
- (3) 日常の学校生活で、非常階段口への出入りや利用は禁止です。
- (4) 無断早退、授業の中抜けについては、見つけ次第保護者に連絡をし、指導の対象となります。
- (5) 喫煙を見つけた場合、または校外補導等にて情報を得た場合は、保護者に来校してもらい、特別指導の対象となります。
- (6) 先生に対して、暴力・暴言・指導に従わない・授業妨害等があれば、保護者に来校してもらい、特別指導の対象となります。
- (7) 公共物等の器物破損については、不可抗力以外は全て弁償とし、併せて特別指導の対象となります。

5 校外生活について

☆高校生としての自覚と適切な判断に基づいた言動に努めること。

- (1) パチンコ・遊技場・成人向けコーナーのある諸店舗・風紀上不健全な場所へは立ち寄らないこと。
- (2) 未成年生徒は、外泊、午後10時以降の外出（深夜徘徊）、喫煙、飲酒、アルコール類を扱っている飲食店（居酒屋含む）の出入りは禁止です。
- (3) 未成年生徒は、岐阜県青少年健全育成条例が適用されます。

6 不審者・変質者への対応について

不審者・変質者に遭遇した時、見かけた時は、直ちに警察（110番）へ通報し、家庭・学校へ連絡をする。＊生命の安全を第一に行動してください。

7 普通自動車等の運転免許取得について

普通自動車・原付・自動二輪車の運転免許取得については禁止する。

※無断免許取得者及び使用者は指導の対象となります。

ただし、普通自動車の運転免許取得に関しては、以下の①～③に限り認める。

①卒業に備えて普通自動車の運転免許を取得する場合

4年生は夏休みに入ってから、三修制の3年生は12月から自動車学校の入校を許可する。

②20才以上の者が普通自動車の運転免許を取得する場合

20才以上の者は、随時自動車学校の入校を許可する。

③その他特別な事情がある者

上記①～③の該当生徒は、担当の先生に申し出てから必要書類を提出し、許可を得ること。なお、運転免許を取得したら、速やかに担当の先生に申し出ること。

※特別指導中の生徒や生活態度に問題のある生徒に関しては、許可を延期する。

8 普通自動車等の使用について

- (1) 普通自動車・原付・自動二輪車による通学は禁止する。

※無断使用者は指導の対象となります。

ただし、普通自動車による通学に関しては以下の①、②の場合に限り認めるものとする。

①20才以上の者

②特別な事情がある者

上記①、②の該当生徒は、担当の先生に申し出た後、面接を行う。その後、「自動車運転使用願」に所要事項を記入し、誓約書および使用する自動車の任意保険証の写しを添付し、担当の先生に申請する。なお、申請後に保護者または雇用主が来校し、事情を説明することを原則とする。

- (2) 万一の事故については、本人はもちろん、保護者と雇用主で対処すること。
- (3) 許可期間は、許可証の発行から年度末までとする。継続するときは次年度の4月1日から4月30日までの間に更新の手続きをする。
- (4) 許可を受けた生徒は、使用許可条件を厳守すること。ただし、以下の場合は、保護者および雇用主と協議の上許可を取り消す。以後、保護者または雇用主の責任で、自動車

及び免許証を保管すること。

- ①自動車使用を許可された理由がなくなった場合
 - ②誓約書違反等があった場合
 - ③道路交通法違反または交通事故を起こした場合
 - ④事故を起こす可能性が高く危険であると担当者が判断した場合
- (5) 許可後、使用内容に変更があった場合はただちに届け出ること。
- (6) 使用許可条件以外には、使用してはならない。
- (7) 転職したときは、そのことを届け出て改めて許可を得ること。
- (8) 許可を得て自動車を使用するときは、交通規則を守り常に安全運転に心がけること。